

田村市新規雇用企業等支援金交付事業のご案内

田村市では、雇用の低迷する中で産業構造の中核を担う中小企業及び新規雇用者を支援することを目的に支援金を交付いたします。

支援金

一人当たり **150,000 円／年**

(令和6年度に交付を受けた対象者も、申請することで令和7年度も引き続き受給が可能です。)

企業の要件

- ①市内に所在する中小企業基本法に規定する事業所
(介護・福祉事業所を除く)
- ②交付申請日に市内で3年以上事業を継続している事業所
- ③国・県・市・その他の団体が主催する企業支援を目的とした講習、講演、セミナー等に参加している事業所

雇用者の要件

- ①申請年度の4月1日時点で25歳未満の新規就労者の方
- ②交付申請時点で9か月以上継続して勤務している方
- ③交付申請日に退職又は離職していない方

申請及び支援金の交付方法

勤務している事業者が申請し新規雇用者へ支援金を交付します。

田村市新規雇用企業等支援金交付のイメージ



※詳しくは裏面をご覧ください。

事業者の管理者の皆さまへ（支援金交付の流れ）

- ①申請書（様式第1号）を令和8年1月15日までに、商工課へ提出してください。
- ②市が申請受付後、審査の上、交付決定通知を送付します。
- ③交付決定通知受理後、市へ請求書（様式第3号）を提出してください。
- ④市で請求書を受理し、審査の上、支援金を指定口座へ振り込みます。
- ⑤支援金を各従業者へ交付し、給付確認書（様式第4号の2）を添えて実績報告書（様式第4号）を市所管課へ提出してください。

Q & A

Q 1 9か月の継続勤務の期間とは？

A 1 交付申請年度の4月1日（雇用開始日）から交付申請日までの期間です。
例えば、交付申請日が令和8年1月1日の場合、4月1日～12月31日までの9か月間のことです。

Q 2 交付申請日直近9か月間で複数の事業所に勤務しました。 交付対象となりますか？

A 2 申請する事業所において、9か月間継続して勤務していることを確認し、様式第1号の備考欄に、勤務場所、勤務期間を記載して下さい。

Q 3 支援金が振り込まれた後に、対象とならない従業者がいたことがわかりました。どのような手続きが必要ですか？

A 3 実績報告書（様式第4号）に必要事項を記載し、商工課に提出して下さい。
差額分の納付書を送付しますので、返金して下さい。

Q 4 交付申請書を提出した後、交付対象となる従業者がいました。 追加申請は出来ますか？

A 4 出来ます。
ただし、9か月以上の雇用期間は申請年度の4月1日又は雇用開始日のいずれか遅いほうから申請日までの期間となります。

Q 5 勤務形態に条件はありますか？

A 5 常勤の雇用形態（社会保険加入）となります。

Q 6 この事業は来年度もありますか？

A 6 令和7年度までの事業となります。
（令和8年3月31日までに実績報告書（様式第4号）を提出して下さい。）

Q 7 講習やセミナーとはどのようなものですか？

A 7 国・県・市・その他の団体が主催する企業支援を目的する講習、講演、セミナーです。（例：企業内で行う研修会や国や県、田村市や商工会で開催される各種セミナーや講演など）

Q 8 申請用紙などの様式はどこにありますか？

A 8 商工課窓口に備付けてあります。
また、市ホームページよりダウンロードすることも出来ます。